

地方都市の市街化の実態からみる線引き制度のあり方についての研究

第1章 序

本章では、この研究の目的及び研究内容の概要と研究の構成について、まず示す。その後、本研究の背景となっている日本の都市化の状況と、大都市とは異なる地方都市の都市課題について概論する。

第1節 研究の目的と研究内容の概要

1-1 研究の目的

昭和43年に制定された新都市計画法で、新たに創設された線引き制度（市街化区域・市街化調整区域の区域区分）は主として大都市圏の無秩序な市街地拡大の抑制をもくろんで制度化されたため、地方都市部では、人口10万以上もしくは新産・工特地域の自治体及びその周辺市町村のみがその対象であり、①線引き要件都市の広域都市計画区域の区域設定が現状の市街地拡大の動向と乖離している、②多くの市町村が未線引きの用途地域を抱えている、即ち白地地域を有している、という問題を抱えている。本研究では、上記の線引き要件都市を中心とした都市計画区域内の市町村の市街地拡大と、線引き要件都市の周辺にありながら、都市計画区域に含まれず用途地域指定のみを行なっている市町村の市街地拡大の対比を念頭に置きながら、①都市計画区域の設定状況、②地方都市圏での市街地拡大の実態、③市街地拡大への影響要因の把握、を通じて、地方都市圏における線引きの実態と市街化の問題点を、まず明らかにする。そして、線引きのあり方について、昨今議論に上っている線引きの廃止から都市圏内の全自治体への線引きに至る範囲のいくつかの選択肢について、地方都市への適用を主たる観点としてその可能性と功罪を検討し、地方都市型の都市計画のあり方を模索する。

1-2 研究内容の概要

研究は、まず、基礎データの収集から始まる。線引き要件都市のうち、三大都市圏以外で人口10万人以上を有する都市が、平成2年現在全国で100都市ある。これら100都市及び通勤率5%以上の周辺市町村について以下の基礎データを収集し、データベース化する。

経年的に押さえるべきデータは、昭和45年以降の国調年次を基本的に収集年次とし、以下の項目について収集した。

- 1) 線引き要件都市の人口の推移
- 2) D I D 面積及び人口の推移

3) 従業者数の推移

4) 市街化区域面積及び人口の推移

5) 都市圏人口の推移（概ね 50km 圏内）－県庁所在都市について

6) 線引き要件都市への通勤者数の推移

次に、上記 100 都市圏について以下の図面を収集し、基礎図面とした。

1) 国土地理院発行の 1/5 万地図

－発行当初、戦後（昭和 20 年代）、高度成長期（昭和 30 年代後半から 40 年代前半）、現在の 4 時点

2) 昭和 35 年からの D I D 区域図

ここで収集した基礎データをもとに、まず地方都市 100 都市の分類を行った。これについては、人口と D I D 人口・面積の関係から、いくつかのやり方で類型化を試み、地方都市の多様性について、確認した。

その上で、特に県庁所在都市 32 都市について、より詳細な検討を加え、都市計画区域設定と市街地拡大の関係について、昭和 45 年当時の都市計画区域の設定と、その後の市街地拡大の状況について、類型化した。また、収集した図面から、母都市の市街地拡大の状況及び市街地拡大の方向の特性（地形、鉄道・道路等の構造との関係）について、確認した。

ここでの検討から、都市計画区域と市街地拡大の関係を以下の 4 類型に分けた。

I－母都市の成長があまりない

II－母都市は成長しているが、周辺市町村にはあまり及んでいない

III－母都市の成長が周辺市町村に及んでいるが、都市計画区域内で収まっている

a－都市計画区域の設定が市街地拡大と合致している

b－都市計画区域の設定が市街地拡大と比してかなり大きい

IV－母都市の成長が都市計画区域を超えた周辺市町村に及んでいる

これをもとに、典型都市圏における詳細検討を行った。上記類型で IV の類型に属した新潟都市圏を詳細検討対象都市圏として、都市圏について、以下の検討を行なった。

1) 広域都市計画区域内の線引きの状況

2) 都市圏での市街地拡大の状況

3) 市街地拡大への影響要因としての地形、鉄道・道路等の状況

4) 都市圏のうち広域都市計画区域でない市町村の都市計画の状況と農用地区域指定の状況

最後に、この新潟都市圏に属する新発田市及び豊栄市を対象として、地区レベルでの都市化の状況を詳細検討し、市街地拡大の傾向と問題点を抽出した。

まとめとして、新潟都市圏での全体分析及び新発田市・豊栄市についての分析・検討をもとに、地方都市部での線引きの実態と市街地拡大の関係に関わる問題点を明らかにし、それを踏まえて、地方都市部での大きな特徴である周辺に広がる優良な農業生産地域と、都市的土地利用としての市街地の、将来の関係を視野に入れた形で、地方都市圏における線引きのあり方を考察した。

1-3 研究の構成

前述の研究内容の概要に示した内容について、以下の構成を取った。

第2章では、地方都市 100 都市の全体像を示した後で、分類を試み、多様性を確認した。

第3章では、32の県庁所在都市を中心とする都市圏について、広域都市計画区域の設定とその後の市街地拡大の状況について分析した後に、類型化を試みた。

第4章では、第3章の分類をもとに、広域都市計画区域の設定を越えて市街地拡大が顕著に見られる新潟都市圏を詳細検討都市圏として取り上げ、市街地拡大の状況を検討した。

第5章では、第4章でみた市街地拡大の顕著な隣接しあう新発田市及び豊栄市について、都市計画基礎調査の地区割りをを用いて、詳細な市街地拡大の状況を把握した。

最後に、まとめとして第6章で、地方都市における市街化の実態からみて、線引き制度は、今後どうあるべきかについて、論じることにする。